

職務内容等

【募集するポストと求められる人材イメージ】

一般財団法人 リモート・センシング技術センターは、理事候補者(常勤)を募集します。

当財団は、リモートセンシングに関する研究開発を行うとともに、宇宙開発利用に関する普及啓発を行うことで、社会経済の発展及び国民福祉の向上に寄与することを目的としていることから、その業務執行の中心的役割を担う常勤理事としては、公益法人改革の趣旨を踏まえた強い改革意欲とともに、科学技術に関する知識と経験を有し、組織運営に関する十分な経験を有し、強いリーダーシップと高い対外折衝能力を発揮してきた人格高潔な人材を求めています。

1. 法人名

一般財団法人 リモート・センシング技術センター

2. 業務内容

当財団は、人工衛星等を利用して、地球の資源、現象等について探査するリモートセンシングに関する基礎的かつ総合的研究開発を行うとともに、リモートセンシングその他の宇宙開発利用に関する普及啓発を行い、もって社会経済の発展及び国民福祉の向上に寄与することを目的としています。

この目的を達成するため、次の事業を行っています。

- (1) リモートセンシングに関する技術及び機器の研究開発
- (2) リモートセンシングに関する情報の収集、処理及び解析、蓄積及び管理並びに提供
- (3) リモートセンシングに関する人材の養成
- (4) リモートセンシングその他の宇宙開発利用に関する普及啓発

3. 職務内容

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、前項の業務内容に関する職務を執行する。

- 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。
- 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を処理する。
- 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を処理する。

4. 必要な経験等

- (1) 民間企業、独立行政法人、大学、国又は地方公共団体等において、組織等を代表する役員等として組織運営に関する十分な経験を有し、強いリーダーシップを発揮

してきた実績を有していること。

- (2) 科学技術に関する知識と経験を有し、リモートセンシングに係る一般的な知識を供え、当財団の業務内容と現状を十分に理解した上で、その課題の発見、解決を図るための熱意と責任感を有していること。
- (3) 民間企業や国、外国政府の諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。
- (4) 中立性・公平性を担保して業務を遂行でき、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- (5) 当財団の経営運営改革に意欲を持ち、リーダーシップを発揮できると認められること。
- (6) 心身ともに健康であること。

5. 勤務条件

- (1) 勤務形態 常勤
- (2) 勤務地 当財団本社(東京都港区虎ノ門 3-17-1)
- (3) 勤務時間 当財団就業規則に準ずる。
- (4) 給与 年俸 1,200 万円以上
※「役員等報酬規程」に基づき支給(別途通勤手当支給)
- (5) 福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断(年 1 回)等
- (6) その他 当財団の規程等に定めるところによる。

6. 欠格事項等

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 65 条(役員
の資格等)に規定する者

(役員
の資格等)

第 65 条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法の規定に違反し、又は民事再生法第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 65 条、第 66 条、第 68 条若しくは第 69 条の罪、会社更生法第 266 条、第 267 条、第 269 条から第 271 条まで若しくは第 273 条の罪若しくは破産法第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、

その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く)

以 上